

## 第3回 笛吹市介護保険運営協議会

### 議 事 要 旨

開催日時：令和5年12月12日(火) 午後1時30分～午後3時00分

開催場所：笛吹市役所本館3階302会議室

出席者（委員4名）：

（委員） 雨宮委員、飯田委員、内藤委員、飯野委員

（欠席） 佐藤委員、古屋委員、芦原委員、荻野委員、小尾委員、竹内委員、  
伊神委員、小林委員、吉田委員

（事務局）保健福祉部 西海部長

長寿支援課 3名

介護保険課 4名

事業計画策定業務受託事業者 1名

傍聴人：0名

#### 【次第】

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

（1） 笛吹市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画素案について

（2） 介護保険料の算定について

4 その他

5 閉会

## 【議事(要旨)】

事務局より資料に基づき説明

- 会長 私から質問ですが、1ページの「計画策定の趣旨」の上から9行目、「このような社会情勢を背景に、国では…」とあります。これを読むと、国が地域共生社会の実現に向けた仕組みづくりと地域包括ケアシステムの深化・推進を進めてきたと書かれていますが、このようにすることをそれぞれの自治体・地域に求めてきたと今まで受け止めていました。そうではないのですか。
- 事務局 地域包括ケアシステムの深化・推進について、「自治体に対して進めてきました」という形で、国は自治体に対してそういうことを言うてきたという言葉を入れるようにします。
- 事務局 「推奨してきました」という形でよろしいでしょうか。
- 会長 国が地域にそのことを求めてきたということが分かるように、ここは「国では」ではなく「国は」でないといけない。そこで、「笛吹市においてはこうした」ということです。地域共生社会もそうですが、この言葉が出てきたときから、国はもういろいろなことはしないよと、地域においてそれぞれが支え合ってやっていきなさいという意味合いがいろいろな場面で出てきたと解釈してきたのですが、間違っていなければそのように書き直したほうが良いと思います。もう1つ、21ページの「高齢者の自立した在宅生活への支援」の中の「検証・評価」ですが、ここに「総合事業」という言葉が出てきます。総合事業の実施は介護予防とも相まった1つの事業ですが、総合事業というのは、介護保険事業外のことで、介護保険から予算は出ていません。あくまでも、それぞれの自治体の助成事業といえますか、総合事業に関する解釈はいかがでしょうか。
- 事務局 総合事業、地域支援総合事業に当たるのですが、この事業については保険給付ではありませんが、介護保険の会計の中の一部のお金を利用させていただいて、事業として展開していますので、介護保険の給付費、例えば、訪問介護を受けるとか、デイサービスに行くという事業と全く同じではありませんが、介護保険の特別会計からお金を頂いて事業展開しているものになります。
- 会長 事業者の立場から言いますと、総合事業というのは、単価がすごく低いので、これを敬遠する傾向にあります。もう1つ、例えば訪問介護に関して、山間地等、非常に時間がかかる所への訪問もそうですが、市としてかなりの手当をしないと、受ける事業者がなくなってくるのではないのでしょうか。その辺はどのようにお考えでしょうか。
- 事務局 単価が安い時点で、なかなか受けてくれないという状況も確かにあると聞いています。遠くに行くときには、交通費も考えれば見合わない金額ということもあると思いますので、そこは他の市の事例も参考にしながら検討していかなければいけないと考えています。
- 会長 笛吹市のどこに住んでいても、同じサービスを受ける権利があるわけです。公

平にいろいろなサービスを受けられる体制を市として考えていかないといけないと思いました。

今後のいろいろな計画値が出ていますが、この計画値をつくるに当たって、今、国内において非常に問題視されている人材不足のことも考慮されてこの数字が出されているのですか。また、2025年問題、2040年問題、介護される人間が非常に増えてくるということで、当然、この数字が上がってくると思います。逆に、それを介護する人材不足がある程度予測できると思います。その辺は、数字に組み入れられているのでしょうか。

事務局 サービス量の見込みについては、介護人材の不足分を織り込んだ数字ではなくて、第8期の実績と、今後の令和6年～8年の被保険者の数、認定率の推計を基に算出しています。

会長 訪問介護についても、現在、ヘルパーの高齢化、人材不足はかなり顕著です。こういったことを今後どのように市として考えられているのですか。

事務局 介護保険課で2～3カ月に1回ほど、地域密着型のサービス事業所の運営推進会議に参加させてもらっています。その中でも人材不足の話はよく出ています。市としても何か対策をしていかなければいけないというところで、9期については魅力発信ということで、介護職員の魅力の向上をもっと伝えていきたいと考えています。訪問介護の人材に特化して何ができるか、なかなか難しいところではあります。国は人材確保ということで、報酬改定は今回大幅に上がるのではないと言われていますが、何%になるか、まだはっきり出ていません。

会長 介護報酬改定の中で、人件費に充てる部分も考慮してくれているようですが、介護人材の給与を考えると非常に低くて魅力がないと思います。結局、地域共生社会など掲げていますが、最先端で動かなければならないのが訪問介護であり通所介護事業所です。特に訪問介護のヘルパーさんの活動など、最前線にいる人たちがいなくなってしまうとは、地域共生社会もあつたものではないという感じがします。国が手厚くしてくれないのであれば、市としてもそこを考えなければいけないと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 そこについても何ができるか、他自治体や県にも相談しながら、また、他自治体の事例等も見えていながら、できるところはしていきたいと思っています。特別会計の中で何ができるかというところもあるので、総合的に検討していきたいと思っています。

会長 今言われた特別会計というのは、どういうことですか。

事務局 介護保険制度の介護保険特別会計の中でやっております。

委員 今まで議長が言われたことは本当に賛成できます。この関係に携われる職員の方には、笛吹市として特別会計的な考え方を持って法令の許す限り、人が仕事をするわけですから、大いに率先して見てあげていただきたいと思います。もう1つこの計画書を作るに当たり、データの問題点等いろいろと指摘されて

いるようですが、大変なデータを調べていただいたなど、感心しております。それから、マクロに考えまして、国だけでなく山梨県自体も将来的には人口はダウンしていくということで、知事さんもある面では慌てているようです。その辺の福祉のこういった対象者の数の捉え方、全体的な人口減少と笛吹市でこういった対象者数の関係はどのように考えていますか。

事務局 計画の6ページに笛吹市の人口推計を載せています。令和5年度が67,206人、その後若干減る傾向です。その中で、高齢者の人口推計は、65歳以上はほぼ横ばいですが、75歳以上はだんだん増えていき、高齢化率は伸びていく状況です。

委員 家族はお金を出せばいいというだけで、家族の協力を得ることは現状として難しいのでしょうか。

事務局 7ページの統計の数字では、ひとり暮らし高齢者の数の伸びがあります。笛吹市においても、高齢者だけでお住まいの方、高齢者が高齢者を介護する「老老介護」と呼ばれる介護状態の方がだんだん増えてきています。そういう中で、昔ほど、家族の介護力が期待できない状況は現実としてあります。ただ、ご家族がいらっしゃる方においては、かなり頑張って見ていただく中で、これ以上はちょっと難しいとか、ご家族の手が足りないところを手伝っていただきたいということで、介護サービスをご利用されることが多いと私どもは解釈しています。その中で、実績値と推計値とご理解いただければと思います。

委員 山間地ほど高齢化が進んでいるので、老老介護や8050の方が多と思います。令和22年になると、へき地ではこの表以上にもっと増えると思いますので、目標数値が少ないような気がします。

事務局 令和22年がちょうど2040年になります。2040年は団塊ジュニアが65歳以上、団塊の世代が80歳以上になるというところではありますが、あくまでもこの見込みは今ある8期の実績を基にして、高齢被保険者の人口、笛吹市の人口、要介護認定率も踏まえて推計しているものです。

委員 高齢者の足がなかなか確保できません。バスが廃止になって、デマンドタクシーになるという話も聞いていますが、高齢者がサービスを受けやすい環境づくりに努めていただきたいと思います。

事務局 高齢化率はどんどん上がりますが、高齢化率が上がるからこそ、長寿支援課では介護予防等に力を入れ、健康な高齢者を多くつくることで介護状態にならないような方向で努力しているところです。先ほど、交通の関係の話もありましたが、生活支援体制整備事業ということで、地域での支え合い、付き合いの中でそういうものも担える方向で力を入れて対応している状況です。

委員 私は今、老人クラブで頑張っています。老人クラブに入って縦横のつながりで友だちが大勢できて、本当に楽しんでやっています。そういう意味でも、認知症やフレイルの状態にならないことで老人クラブを楽しみにしています。老人の方たちも老化現象を予防する意味で、老人クラブに参加して活動していただ

きたいと思います。そういう面も考えながら、この活動は進めていってほしいと思います。

事務局 市では、老人クラブの活動に対して補助金を出すことで活動を継続できるような支援を行っています。

会長 84 ページの「保険給付及び要介護認定審査の適正化」ですが、適正化ということは、現在、あまり適正ではないということですか。

事務局 笛吹市においては、常に適正に行っています。当たり前のことですが、審査について、公平・適正に今後も行っていくということで記載しています。

会長 調査員によって、若干違うということも聞くのですが、その辺はどうですか。

事務局 誰が調査に行っても同じような結果になるように、調査員の指導や、聞き取り方によって違いがないよう研修を定期的に行い、県の研修も受けてもらっています。また、年2回、笛吹市の調査結果を国に送って適正な結果が出ているか、国のほうで審査をしてもらっています。笛吹市においては、そんなに厳しくもなく、甘くもなく、適正に調査を行っているという結果をもらっています。

会長 認定の調査にケアマネジャーが同席できないというのは、法律で決まっているのですか。

事務局 基本、ご家族が一番その方の日頃の様子に分かるということで、家族がいらっしゃる方は立ち会いをしてもらっています。一人暮らしの方や、うまく状況が説明できない方については、ケアマネジャーさんにも同席してもらっていますので、ケアマネジャーが同席できないということではありません。

会長 私も両親の調査に立ち会ったことがありますし、誰しもそうだと思いますが、調査される側はとてもしっかりと頑張るべきだと思います。「私は元気だ」みたいなことを言ってしまう。その辺も十分、考慮してほしいと思います。もう1点、85 ページの一番下ですが、「介護人材確保に向けた取り組み」は本当にしっかりやっていただきたいのですが、「魅力を感じてもらえる場を」の、魅力を感じてもらえるような状況とは、どうやったらできるのでしょうか。

事務局 私たちも来年度、取り組んでいこうということで目標に掲げていますが、この取り組みをしたから、すぐに介護人材が増えるということは難しいかもしれません。家庭の中での介護とか子育てというところが、昔みたいに多世代で行われていないので、家庭の中でそういったことを学ぶ機会もないため、介護とはどんな仕事をするのか分からない子どもたちも多くなっています。こんなことをするんだよ、そうすると「ありがとう」と、すごく喜ばれるんだよということを積み重ねていくことで、こんな仕事があるんだなということを感じてもらうように、子ども世代に少し働き掛けながらやっていこうと思っています。介護について身近に感じてもらいながら、というところからのスタートになるので、何年か後、笛吹市の介護職員が多くなったと、長い目で見て、そういっ

た取り組みも含めていこうと考えています。

会長 分かりました。小・中学生に対する福祉教育もいいと思います。一番の魅力は、職場改善をして給料を上げることだと思います。いかがでしょうか。素案についてのことで、これくらいでよろしいでしょうか。また、今日欠席されている介護保険関係団体の方からのご意見も参考にさせていただければと思います。では、議事（２）介護保険料の算定について、事務局から説明をお願いします。

#### 《介護保険料の算定について》・・・資料

事務局より資料に基づき説明

会長 借入れが多くなったというのは、7期の計画の時ですか。

事務局 6期です。基金がなく、借入れを行いました。

会長 その返済を終えて、第8期の時に下げました。下げる段階で、基金が4億4,000万円もあったということですが、そんなに簡単に基金の積立ができるのですか。

事務局 保険料を少し多くしていただいたのと、利用の見込みも思ったほどではなく抑えられた分、基金が積み上げられたものとなります。

会長 計画したよりも、介護予防等にお金が掛からなかった、しっかり介護予防できたということですね。今の説明のとおり、まだ国の基準が出ていませんので、それを待っている状況のようです。

給付のほう、いつも不思議に思うのがリハビリです。以前、私も筋肉の病気で、毎日のように通ったことがあります。そこへ1日に150～200人くらいのお年寄りが送迎の車で運ばれてきて、活発に整体とかマッサージを受けるのです。そこへ通ってこないお年寄りがいると、あの人はどうしたのかな、具合でも悪いのかなというような話が出ていました。その人たちが幾ら払っているかというと、100～200円という精算をして帰って行くわけです。これはかなり介護保険が使われているのだと思いました。もっと、お金の掛からない、それぞれの地域に通いの場であるとか寄合所があれば、来なくてもいいような人が、毎日病院に来て、お菓子を持ってきて分け合ったり、そういう状況を見まして、矛盾を感じました。そういう実態を行政ではご存じですか。

事務局 よく、笑い話では、病院に高齢者の方が集まって、話題の中で、何々さんは具合が悪くて来られないらしいという話を聞きますが、それが介護の部分でもそんな話があり、ある意味の通いの場になっているということですね。

会長 はい。自分が通っていたリハビリで、そういった話をよく聞きました。そこに来るお年寄りみんな元気で、各グループにリーダーがいて仕切っていました。それはそれで良い面もありますが、何か無駄に介護保険料が使われている気がして、少し不思議に思いました。基金がこんなに簡単に3～4億円積立できる

というのは、予定していた給付が少なかったということですね。それにしても、3年間でお金が貯まるということは、基金は何かのときにということ、どうい場合でもある程度の積立をするのですか。第9期のときに、あまりにも急激な保険料のアップが予想されるようなときには、当然、基金を取り崩して、そういうことがないようにするのですね。

事務局 そうですね。25年問題と40年問題を視野に入れながら、基金の積立も行っていき、急激な上昇にならないように、そこはそういうものを使いながら調整していきます。

会長 基金に関しては、適正な金額を考えているのですか。

事務局 基金の考え方は、基本的に介護保険は3年間でいただいた保険料をその給付費に充てるようになっていますが、その中で、利用が見込みよりも少なければ余剰が出るので、その余剰は基金に積み立てて、次期計画の保険料の上昇を抑えるために使うという考えが1つあります。もう1つは、3年間の給付費に急激な伸びがあった場合は、基金を取り崩して給付費に充てていいとなっていますので、基金はある程度保有していたほうが良いということになります。

会長 その3年の途中でそういうことが起きた場合ということですね。皆さんのほうで何かありますか。この保険料を決めるために、またこの会議を開くのですか。

事務局 今後の流れとしては、年末には国の方針が出るのではないかとされていますので、料率が出た段階で算定して、基金のほうも考慮しながら、負担がないような形で算定していきたいと思います。4回目の運営協議会の会議を1月16日に予定しておりますので、その時点でお知らせできたらと思います。

会長 それでは、(2)介護保険料の算定について終わりたいと思います。議事は以上です。ここで議事を閉じたいと思います。ご協力ありがとうございました。

《その他》

特になし

#### 4 閉会